

改 正 案	現 行																														
<p>無線局事項書及び工事設計書の名欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式としてそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p> <p>（表略）</p> <p>別表第一号～第二十二号 （略）</p> <p>別表第二十三号 無線設備の規格コード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>C D M A 4</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 7 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>T D O F D M</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 8 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>T D F D M A</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 9 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>S F D M A 1</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>S F D M A 2</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>O F D M 1</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 12 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>O F D M 2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	（略）	（略）	設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>C D M A 4</u>	設備規則第 49 条の 6 の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>T D O F D M</u>	設備規則第 49 条の 6 の 8 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>T D F D M A</u>	設備規則第 49 条の 6 の 9 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>S F D M A 1</u>	設備規則第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>S F D M A 2</u>	設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>O F D M 1</u>	設備規則第 49 条の 6 の 12 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>O F D M 2</u>	（略）	（略）	<p>無線局事項書及び工事設計書の名欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式としてそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p> <p>（表略）</p> <p>別表第一号～第二十二号 （略）</p> <p>別表第二十三号 無線設備の規格コード</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備</td> <td><u>C D M A 4</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	（略）	（略）	設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>C D M A 4</u>	（略）	（略）	（略）	（略）
項 目	コード																														
（略）	（略）																														
設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>C D M A 4</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>T D O F D M</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 8 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>T D F D M A</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 9 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>S F D M A 1</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>S F D M A 2</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>O F D M 1</u>																														
設備規則第 49 条の 6 の 12 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>O F D M 2</u>																														
（略）	（略）																														
項 目	コード																														
（略）	（略）																														
設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備	<u>C D M A 4</u>																														
（略）	（略）																														
（略）	（略）																														